

令和4年度 宮城県先進的省エネルギー技術・製品開発支援補助金

対象事業者募集のお知らせ！

宮城県では、県内全域におけるエネルギーコスト削減を目指し、県内企業が大学等と連携して行う省エネルギー技術や製品の開発の取組に対し助成を行う「先進的エネルギー技術・製品開発支援補助金」の対象事業を募集します。

内容を御確認の上、応募について御検討ください。なお、各事業の詳細については、ホームページを御確認いただくか、宮城県新産業振興課までお問合せ願います。



補助対象

大学等(注)と連携して省エネルギー技術に関する技術及び製品開発を行う県内事業者等が対象になります。

(注)大学等とは、大学、高等専門学校、国立試験研究機関又は公立試験研究機関(宮城県産業技術総合センターを除く)、研究開発を行っている独立行政法人等を指します。

補助率 2/3以内

補助限度額 1,000万円

補助対象事業期間 令和4年7月8日から令和5年2月15日まで

対象経費

- ・研究・技術開発費(原材料費、機械装置費、技術指導受入費、共同開発費、人件費等)
- ※ 人件費も対象となります。ただし、研究・技術開発費に占める人件費の割合は1/2を限度とします。

募集期限

令和4年8月1日(月)午後5時(必着)

- ・募集期限内に要綱に定めている事業計画書と関係書類を提出願います。
- ・要綱・様式等詳細内容は、宮城県新産業振興課ホームページ(アドレス下記参照)で御確認ください。
- ・事業計画書を提出される際は、内容の確認等を行いますので、事前に御連絡の上、新産業振興課までお越しく下さい。

採択決定

令和4年9月上旬を予定

- ・申請された事業計画書は、審査会において評価の上、採択事業を決定します。
- ・採択事業決定後、宮城県新産業振興課ホームページに事業者名及び事業内容(テーマ名)を公表します。

お問い合わせ先

宮城県経済商工観光部新産業振興課

担当:産学連携推進班 TEL 022-211-2721 FAX 022-211-2729

〒980-8570 仙台市青葉区本町三丁目8-1

URL: <https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/shinsan/>



◆ 注意事項

- (1) 今回の補助金の対象になるのは募集開始日から令和5年2月15日までの間に要した経費に限ります。なお、不採択となった場合には、対象期間内の経費であっても補助金は支払われませんので、採択決定前の経費支出には十分留意してください。
- (2) 本補助金において対象経費としている研究・技術開発費のうちの人件費については、研究・技術開発に直接関与する者の人件費(ただし、直接作業時間に対するものに限る。)であり、かつ、当該研究・技術開発に直接関与したことを明らかにすることのできるものに限ります。また、研究・技術開発費に占める人件費の割合は、1/2を限度とします。
なお、人件費の取り扱いに当たっては、必ずあらかじめ新産業振興課までお問合せください。
- (3) 同一の開発テーマについて、「宮城県新規参入・新産業創出等支援事業費補助金(地域イノベーション創出型・成長分野参入支援型)」との重複申請、その他公的補助金、助成金、奨励金との併用はできません。

◆ 審査

- (1) 申請された事業については、審査会で事業内容を評価した上で採択事業者を決定します。
- (2) 申請者には、上記審査会で事業内容を説明していただきます。
- (3) 採択事業者は、採択通知後交付申請書を提出いただきます。

経費区分	内 容
原材料費	原材料費及び副資材の購入に要する経費
構築物費	構築物の購入、建造、改良、据付け、借用又は修繕に要する経費 ・「構築物」は研究・技術開発に必要な不可欠で、補助の対象として適切なプレハブ等の簡易なものに限る
機械装置費	機械装置の購入、試作、改良、据付け、借用又は修繕に要する経費 ・自社により機械装置を製作する場合の部品等を含む
工具器具費	工具器具の購入、試作、改良、据付け、借用又は修繕に要する経費
外注加工費	外注加工に要する経費 ・原材料等の再加工及び設計等を外注する場合に要する経費 注) グループを構成する事業者等への外注加工費は対象とならない。
分析等費	研究・技術開発に係る分析等に要する経費 ・研究・技術開発に必要な分析、解析、試験等に支払われる経費
技術指導受入費	技術指導の受入に要する経費 ・研究・技術開発を行うに当たって外部からの技術指導を特に必要とする場合及び産業財産権等の導入に支払われる経費 注1) 事業者等と大学等でグループを構成する場合には、事業者等の大学等への技術指導受入費又は共同開発費による経費負担を必須とする。 注2) 研究・技術開発費に占める技術指導受入費及び共同開発費の合計額の割合は1/2を限度とする。
共同開発費	研究・技術開発を共同で行う場合に要する経費 ・大学、研究機関等と共同で研究・技術開発を行う場合に要する経費 注1) 事業者等と大学等でグループを構成する場合には、事業者等の大学等への技術指導受入費又は共同開発費による経費負担を必須とする。 注2) 研究・技術開発費に占める技術指導受入費及び共同開発費の合計額の割合は1/2を限度とする。
人件費	研究・技術開発に直接関与する者の人件費 ・ただし、直接作業時間に対するものに限る 注) 研究・技術開発費に占める人件費の割合は1/2を限度とする。
その他の経費	研究・技術開発に当たって、特に必要と認められる経費